

## 【参考】

### 表彰に関する問い合わせ・補足事項

	質問内容	回答
1	他団体(競技団体・学校体育団体)からも推薦対象と考えられる場合は双方で事前調整する必要はあるか?	調整の必要なし
2	二つ以上の団体から「功労者」として推薦が挙がった場合、賞状はそれぞれ出るのか?	名簿上はそれぞれ表記するが、賞状は一枚
3	功労表彰と特別表彰の両方の場合、賞状、表記は?	区分が別のため双方で授与し、各区分でも表記
4	役員通算年数が10年以上であれば推薦人数は何人でも良いか?	良い
5	10年の数え方、考え方は、満なのか? 数えか?	・「満」の数え方とする。「9年と何か月」は非該当 ・推薦基準日が9/1、改選期の関係で数か月満たない場合は非該当 ※ただし、仮に就任時5/15が総会、退任時の総会が5/8といった、数日単位は認める
6	役員を退き、顧問、参与に就いた。顧問・参与は年数に加えてもよいか?	加えない
7	特別表彰において、現在は競技団体に所属していない場合は?	競技団体内で実績・貢献等十分に審議したうえで検討願いたい
8	メダリストで現在埼玉県在住者は?	競技団体内で十分に審議していただいたうえで検討願いたい
9	メダリストで高校は埼玉だが大学が東京の場合は?	団体・県への貢献等を考慮する、多くの例があるため、団体内で協議願いたい
10	世界選手権は該当しないのか?	しない
【補足事項】	<p>・提出された個人情報、本会表彰以外の目的には使用しない。</p> <p>・特別表彰の推薦は、要項に示す「本県スポーツ振興に功績顕著な者」と、推薦要領に示す「本県関係者」について、各加盟団体が個々の状況(実績・貢献等)を慎重に審議したうえで責任ある推薦をお願いします。</p> <p>・被表彰者については、顕彰のために、氏名を公表するとともに、本会の広報誌やホームページ等に掲載するので、各団体においてはあらかじめ被推薦者に説明し、同意を得ること。</p> <p>・推薦に当たり疑義がある場合や、判断に迷うケースがある場合は本会に相談ください。</p>	